

## 津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例（令和6年津島市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(隅切り用地)

第3条 条例第2条第3号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる角地の隅角の内角の角度の区分に応じ、当該隅角を挟む2辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線の長さが当該各号に定める長さとなるときの、当該2辺及び当該直線に囲まれる三角形の範囲の土地とする。

- (1) 角地の隅角の内角の角度が75度以下の場合 4メートル
- (2) 角地の隅角の内角の角度が75度を超え、105度以下の場合 3メートル
- (3) 角地の隅角の内角の角度が105度を超え、120度以下の場合 2メートル

2 前項に定めるところにより隅切り用地の範囲を定めることができない場合又は定めることが適当でないと市長が認める場合においては、一般交通の見通しを確保するために必要な土地で、市長が定める範囲のものとする。

(協議又は任意協議の申出)

第4条 条例第6条第1項及び第2項の規定による協議又は条例第7条第1項の規定による任意協議（以下「協議等」という。）を行う者（以下「申出者」という。）は、狭あい道路後退用地等協議申出書（様式第1）に次に掲げる図書を添付し、市長に協議を申し出なければならない。

- (1) 位置図
- (2) 当該後退用地の土地の公図の写し
- (3) 当該後退用地の土地の登記事項証明書
- (4) 当該後退用地の写真（当該後退部分を赤線で囲むこと。）
- (5) 当該後退用地の求積図及び求積表
- (6) 土地利用計画図（当該後退部分を赤線で囲むこと。）
- (7) 法人にあつては、その登記事項証明書
- (8) その他市長が必要と認める図書

(協議等の結果の通知)

第5条 市長は、協議等が終了したときは、狭あい道路後退用地等協議通知書（様式第2）により申出者に通知するものとする。

(後退用地等の取扱い)

第6条 協議等により後退用地等を寄附することとなった者（以下「寄附者」という。）

は、津島市に対する寄附の申出取扱規程（平成元年津島市訓令第11号。以下「申出取扱規程」という。）第2条第1項の規定に基づき、市長に対し寄附の申出を行うものとする。ただし、寄附者が条例第10条第3項第1号に規定する者である場合は、寄附者が自ら当該後退用地等を舗装した後でなければ、寄附ができないものとする。

2 寄附者は、寄附の申出の際に、申出取扱規程に定めるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 当該後退用地の土地の登記原因証明情報及び登記承諾書
- (2) 当該後退用地の土地の所有者の印鑑登録証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 協議等により、後退用地等は無償貸与することとなった者は、津島市と当該無償貸与に係る契約を締結するものとする。

4 前項の場合において、当該後退用地等の所有権以外の権利を有する者が別にあるときは、その者の同意を得たことを証する書類を市長に提出しなければならない。

5 協議等により、後退用地等を自己で管理することとなった者は、市長に後退用地等に関する自己管理誓約書（様式第3）を提出するものとする。

（拡幅整備の対象）

第7条 条例第9条第1項の拡幅整備を行う後退用地等は、条例第10条第3項第1号又は第2号に規定する者が協議した場合を除く、全ての後退用地等とする。

（助成金の額及び交付手続）

第8条 条例第10条第1項の規定による助成金（以下「助成金」という。）の額は、別表に基づき算出した額とする。

2 助成金の交付を受けようとする者は、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）第4条に規定する市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事及び測量分筆に係る見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の額及び交付手続）

第9条 条例第10条第2項の規定による奨励金（以下「奨励金」という。）の額は、固定資産評価額に基づき算出した額を1平方メートル当たりに割り戻した額に当該後退用地の面積を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

2 奨励金の支給を受けようとする者は、市長に奨励金請求書（様式第4）を提出しなければならない。

（助成金及び奨励金の適用除外）

第10条 条例第10条第3項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 一体的に利用された土地（分筆をしたものを含む。）において、既に当該助成金及び奨励金を受けている者又は複数の申請をした者
- (2) 本市の要綱等の規定に基づき類似の補助金等の交付を受けた者であって、助成金及び奨励金を交付することが適当でないと認められるもの  
(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

項目	補助率	限度額
後退用地等の土地の境界を確認するための測量及び分筆の登記に要する費用	2分の1以内	250,000円
後退支障物件の除却に要する費用	2分の1以内	250,000円

備考 助成金の額は、項目ごとに算出された額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計とする。後退用地等の土地の境界を確認するための測量及び分筆の登記に要する費用の補助対象額については、実際に要した費用又は直近で本市と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会が締結した嘱託登記業務委託契約の単価より算出した費用（消費税及び地方消費税を除く。）のいずれか少ない額とする。